

かとう知っところ情報 (第 105 版)

ホームページ・Instagram・Facebook でも情報発信中！

発行日：令和 5 年 2 月 20 日
発行：加東市商工会

新規事業にチャレンジしたい方向け『事業再構築補助金』のご案内

経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することで日本経済の構造転換を促すことを目的とした補助金です。そのため、**新分野展開、事業転換、業種・業種転換、事業再編**といった思い切った**事業再構築**に意欲的な小規模事業者や中小企業等を支援するものです。

	補助上限額	補助率
* 通常枠	中小企業者等、中堅企業等ともに 【従業員数 20 人以下】 100 万円～2,000 万円 【従業員数 21～50 人】 100 万円～4,000 万円 【従業員数 51～100 人】 100 万円～6,000 万円 【従業員数 101 人以上】 100 万円～8,000 万円	中小企業者等 2/3 (6,000 万円を超える部分は 1/2) 中堅企業等 1/2 (4,000 万円を超える部分は 1/3)
* 緊急対策枠	中小企業等、中堅企業等ともに 【従業員 5 人以下】 100 万円～1,000 万円 【従業員 6～20 人】 100 万円～2,000 万円 【従業員 21～50 人】 100 万円～3,000 万円 【従業員 51 人以上】 100 万円～4,000 万円	中小企業等 3/4 中堅企業等 2/3

* その他「大規模賃金引上枠」「回復・再生応援枠」「最低賃金枠」「グリーン成長枠」があります。
詳しくは公募要領をご確認ください。

* 本事業の申請には、「**GビズIDプライムアカウント**」の取得が必要です。未取得の方は、必ず利用登録を行ってください。発行には、1週間程度時間を要しますので、余裕を持ってご準備ください。

同アカウントは、事業者情報の再入力の手間を省くため、採択後の手続きにおいても使用いただけます。

* 詳細は、公募要領・申請書様式等をご確認ください。

* 本補助金は審査があり、不採択になる場合があります。また、補助事業遂行の際には自己負担が必要となり、補助金は精算払いとなりますのでご注意ください。

* 第 9 回目受付締切提出期限：**令和 5 年 3 月 24 日 (金) 18:00 まで (厳守) (電子申請のみ)**

* 申請書作成は 1 か月程度の日数を要しますので支援を希望される事業所はお早めにご相談ください。
【お問合せ】加東市商工会 経営支援課 TEL：0795-42-0253

令和 5 年度雇用保険料率のご案内

～令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの雇用保険料率～

雇用保険料率が 4 月より労働者及び事業主の負担率が、合わせて **2/1000** の増加となり、令和 5 年 4 月 1 日からは以下の料率となります。

- | | |
|---------|--|
| ①一般の事業 | 15.5/1000 (うち労働者負担 6/1000・事業主負担 9.5/1000) |
| ②農林水産業等 | 17.5/1000 (うち労働者負担 7/1000・事業主負担 10.5/1000) |
| ③建設業 | 18.5/1000 (うち労働者負担 7/1000・事業主負担 11.5/1000) |

インボイス制度の支援措置について

令和5年10月から開始されますインボイス制度について、免税事業者から課税事業者になる人及びすでに課税事業者の人を対象に次のような支援措置があります。

▶小規模事業者向け「納税額が売上税額の2割に軽減」

【対象】免税事業者からインボイス発行事業者になった方（2年前の基準期間の課税売上高1,000万円以下の要件を満たす方）

【期間】令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間

（個人事業者は令和5年10月～12月の申告から令和8年分の申告まで対象）

※売上・収入を把握するだけで申告ができ、経費等の集計が不要です。消費税の計算については、国税庁HPや税務署、税理士にご確認ください。

▶小規模事業者向け「インボイスの登録で持続化補助金50万円上乘せ」

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます。

【対象】小規模事業者

【補助上限】50万円～200万円（補助率2/3以内）※一部の類型は3/4以内

→100万円～250万円（インボイス発行事業者の登録で50万円プラス）

【補助対象】税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等

▶中小企業者向け「会計ソフトにIT導入補助金」

IT導入補助金について、安価な会計ソフトも対象となるよう補助下限額が撤廃されました。

【対象】中小企業・小規模事業者等

【補助額】ITツール～50万円（補助率3/4以内）、50～350万円（補助率2/3以内）※下限額を撤廃
PC・タブレット等～10万円（補助率1/2以内）レジ・券売機等～20万円（補助率1/2以内）

【補助対象】ソフトウェア購入費、クラウド利用費（最大2年分）、ハードウェア購入費等

▶中小事業者向け「少額取引はインボイス不要」

1万円未満の課税仕入れ（経費等）について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります。

【対象】2年前（基準期間）の課税売上が1億円以下または1年前の上半期（個人は1～6月）の課税売上が5千万円以下の方

【対象期間】令和5年10月1日～令和11年9月30日

▶すべての方が対象「少額な値引き・返品は対応不要」

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります。振込手数料分を値引処理する場合も対象です。対象となる期間や適用期限はありません。

【お問合せ】インボイスコールセンター TEL：0120-205-553 受付時間9：00～17：00（土日祝日除く）

くらしがかわる！なにかがかわる！みらいがかわる！
環境を考えるかとう市民の集い かとうSDGs

自転車乗車時ヘルメット着用が
努力義務化されます

～環境について学べるフェスティバル～

【日時】令和5年3月21日（火）祝日（春分の日）

10時～12時、13時～15時

【場所】とどろき荘・東条第一体育館（加東市岡本1571-1）

【内容】ワークショップ（参加費一部有料）、展示・活動紹介、ドキュメンタリー映画
「プラスチック story」

【お問合せ】

加東エコ隊・かとう環境

パートナーシップ倶楽部

（加東市市民協働部生活環境課内）

TEL：0795-43-0502（直通）



道路交通法の一部改正（令和4年4月27日公布、令和5年4月1日施行）により、全ての自転車利用者に対し、自転車の乗車用ヘルメットの着用努力義務が課されます。

ヘルメット非着用時の致死率は、着用時に比べ約3倍も高くなります。

自転車に乗るすべての人は、“命を守る乗車用ヘルメット”を積極的にかぶりましょう。

